
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2017/8/24 号 (No. 260)

【知的財産権部からのお知らせ】

JETRO 上海事務所では、9月14日（木）に知財セミナーを下記のとおり開催いたします。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

■ 2017年度JETRO知財セミナー

□

◆日時：2017年9月14日（木）15時30分～17時30分（受付開始：15時00分から）

◆場所：上海揚子江万麗大酒店 3F 揚子2号宴会厅A厅
上海市延安西路2099号（Tel：021-6275-0000）

◆プログラム：

講演1 ※同時通訳付

【テーマ】近年商標権侵害案件の特徴、およびブランド保護戦略(仮)

【講師】科徳宝（FREUDENBERG）企業管理（上海）有限公司
アジア地区企業中心知識産権顧問 陳 広吉 氏

講演2 ※同時通訳付

【テーマ】インターネット上の企業商標管理実務について(仮)

【講師】沪江教育科技（上海）有限公司 法務ディレクター 林 華 氏

講演3 ※同時通訳付

【テーマ】商標権侵害案件における警告状発送の際の方法と注意点（仮）

【講師】華誠律師事務所 パートナー弁護士 吳 月琴 氏

◆主催：日本貿易振興機構（JETRO）上海代表処、中国IPG（中国知的財産権問題研究グループ）

◆参加費：無料

◆定員：30名（※定員になり次第、締め切らせていただきます。）

◆お申し込み方法：下記URLよりお申し込みください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcs/170914seminar>

◆お申し込み締め切り：2017年9月6日（水）

◆お問い合わせ先：

JETRO 上海事務所 知的財産・イノベーション部（担当：呉、喬、楊、井瀧）

Tel：021-6270-0489（内線：1200） E-mail：PCS06@jetro.go.jp

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 工商総局、品質を守る「紅盾」行動を実施、模倣品厳罰(工商総局公式サイト 2017年8月17日)
2. SIPO、知的財産権人材育成プランの実施を推進、セミナー開催へ(国家知識産権網 2017年8月16日)
3. 国際貿易促進委員会、中小企業による「一帯一路」参与を支援(中国知識産権资讯网 2017年8月9日)

○ 地方政府の動き

1. 北京と山東、知的財産権戦略協力枠組み協定を締結(国家知識産権網 2017年8月15日)
2. 江蘇省知識産権局と専利審査協力江蘇センターが協力協定を締結(国家知識産権網 2017年8月11日)

3. 安徽、「十三五知的財産権保護と運用計画」を原則採択(国家知識産権網 2017年8月11日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、ビジネス環境改善の司法保障に関する若干意見を発布(最高人民法院公式サイト 2017年8月16日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 10省・直轄市、北京で専利行政法執行「雷霆」行動を共同実施(国家知識産権網 2017年8月15日)

2. 広東省版權局など4部門がテレビ会議、「劍網2017」行動を始動(広東省政府公式サイト 2017年8月14日)

○ その他知財関連

1. 2017中国国際商標ブランドフェスティバル、9月1日開幕(中国知識産権资讯网 2017年8月14日)

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 工商総局、品質を守る「紅盾」行動を実施、模倣品厳罰★★★

国家工商行政管理総局がこのほど、「品質を守る紅盾行動の展開に関する通達」を出し、2017年度の紅盾行動の活動計画を明らかにした。

「通達」は今年の紅盾行動について、▽流通分野の商品品質に関する、オンライン、オフラインを一体化させた監視管理、▽サービス分野の法執行の強化、▽経営者の経営行為の確実な規範化、誠実・自律体制の強化と改善、▽社会全体による消費者権益の保護——といった4つの主要任務を定めた。この中で、経営行為の規範化に関して、模倣品や劣悪商品の販売者を厳重に懲罰するよう求めている。

各地方の工商、市場監視管理部門に対しては、指導や法執行協力、情報化整備などを強化し、紅盾行動を真剣に推し進めると、「通達」は要求した。

(出典：工商総局公式サイト 2017年8月17日)

★★★2. SIPO、知的財産権人材育成プランの実施を推進、セミナー開催へ★★★

8月11日、国家知識産権局(SIPO)が北京で、「知的財産権人材『十三五』計画」セミナーを開催した。同計画の実施徹底に向け国家知識産権局が設置した活動グループのメンバー機関と、北京、天津、広東、江蘇、河北、江西の6省・直轄市の知識産権局関係者30数名が参加した。

セミナーにおいて、「『十三五』国家知的財産権保護と運用計画」と「知的財産権人材『十三五』計画」の作成背景、位置付け、主要内容などについて説明を行い、今後の活動方針を明確にした。6省・直轄市の知識産権局関係者はそれぞれの知的財産権人材活動の進捗状況を報告し、人材政策刷新、高度人材育成などをめぐって交流を行った。国家知識産権局人事司の責任者は「知的財産権人材『十三五』計画」の推進に関する次の段階の活動計画を説明した。

(出典：国家知識産権網 2017年8月16日)

★★★3. 国際貿易促進委員会、中小企業による「一帯一路」参与を支援★★★

中国国際貿易促進委員会など国の関連部門がこのほど、「中小企業による『一帯一路』参与を支援する特別行動の実施に関する通達」を発表した。この中で、中小企業は知的財産権能力を高めなければならないと強調した。

「通達」は、中小企業を対象とした知的財産権戦略推進プロジェクトの推進により、中小企業による知的財産権創造・運用・保護・管理能力を高めることを求める。また、知的財産権管理と専門化サービスを改善し、中小企業による知的財産権出願、保護、維持のコストを低減させ、その知的財産権転化を促進するとともに、中小企業の海外における知的財産権ポートフォリオを支援し、国外での知的財産権紛争を適切に対処するよう支援する方針を明確にした。

このほか、「通達」は、「中国ブランド海外普及計画」を実施するなど、中国ブランドの海外イメージの向上に取り組むこととしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2017年8月9日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京と山東、知的財産権戦略協力枠組み協定を締結★★★

8月10日、北京市知識産権局の汪洪局長と山東省知識産権局の于智勇局長が知的財産権に関する「戦略的協力枠組み協定」に署名した。北京と山東の知的財産権交流協力の新しい章を開いた。

双方は、「資源共有、システム共同構築、互惠・ウィンウィン」を原則に、経常的連絡体制を確立し、それぞれの優位性、特色を生かして、知的財産権の創造・運用・保護・管理・サービスの各分野で交流と協力を強化し、業務水準を向上させ、共同の発展を促進する。

枠組み協定によると、知的財産権の大保護構造の共同構築や知的財産権集約型産業の育成、高い価値を有する知的財産権プロジェクトの推進、知的財産権サービス業の育成・発展、知的財産権関連の金融活動の展開、政策検討などで北京と山東は協力、交流を強化する方針である。

(出典：国家知識産権網 2017年8月15日)

★★★2. 江蘇省知識産権局と専利審査協力江蘇センターが協力協定を締結★★★

8月9日、江蘇省知識産権局と国家知識産権局・専利局傘下の専利審査協力江蘇センターが蘇州市で協力協定を締結した。省知識産権局の支蘇平局長と江蘇センターの責任者が出席し、演説した。

支局長は、双方による協力体制の強化は江蘇省の牽引型知的財産権強省構想の実現、経済モデル転換・グレードアップの加速に重要な意義があるとの認識を示し、重点産業に関する専利審査、高度人材育成、管理幹部交流などの面で、江蘇センターによる更なる支援を期待すると語った。

協力協定によると、省知識産権局と江蘇センターは、意思疎通体制の整備や人材、知的財産権優位企業、知的財産権集約型産業、産業クラスターの育成に注力して、知的財産権の快速な発展と専利審査、サービス能力の向上を促進する。主要協力事業として、審査官実習拠点の整備、高い価値を有する知的財産権の育成、知的財産権分析評議活動の推進、知的財産権保護体系の構築などを共同で進めることで合意した。

(出典：国家知識産権網 2017年8月11日)

★★★3. 安徽、「十三五知的財産権保護と運用計画」を原則採択★★★

8月10日、安徽省の李国英省長主宰で開催された省政府第115回常務会議で、「十三五安徽省知的財産権保護と運用計画」が原則採択された。

会議で、知的財産権の保護と運用の強化はイノベーションによる発展駆動戦略を実施するための有力な措置であると指摘し、国家知的財産権戦略の徹底、知的財産権分野の改革深化などを推進して、知的財産権強省構想の実現を後押しする必要性を強調した。

「計画」は、知的財産権分野改革の深化、知的財産権品質・効果の向上、知的財産権の有効な運用の促進、知的財産権の厳格な保護の実行といった4つの主要任務を提起し、知的財産権に関する▽企

業の発展、▽産業グレードアップ、▽地方の知的財産権事業の発展、▽人材育成体系の構築、▽知的財産権サービス水準の向上、▽知的財産権に相応しい文化環境作り——の6分野における27の作業を決定した。

(出典：国家知識産権網 2017年8月11日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、ビジネス環境改善の司法保障に関する若干意見を発布★★★

最高人民法院がこのほど、「ビジネス環境改善のための司法保障に関する若干意見」を発布した。人民法院（裁判所）による裁判活動で、投資・市場環境の改善と、公平で透明な、予期可能なビジネス環境の構築、開放型経済新体制の整備に有力な司法サービスと保障を提供する旨の22の意見が盛り込まれている。

このほど開かれた中央財政経済指導グループ第16回会議で、習近平総書記は、投資と市場環境の改善などにより中国経済の持続的で健全な発展を促す必要性を強調した。これを受け、最高人民法院は、市場主体、市場参入、市場取引、市場撤退、信用建設の5分野の内容からなる同「意見」を作成した。

この中で、市場取引の部分において、各種類の知的財産権事件を法に則って厳格に審理し、知的財産権活動体制を改善し、知的財産権保護を強化し、知的財産権の保護レベルを向上させ、民事・行政・刑事手段の総合的な運用で各種類の知的財産権侵害、違法犯罪を厳罰することとしている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2017年8月16日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 10省・直轄市、北京で専利行政法執行「雷霆」行動を共同実施★★★

北京をはじめ、天津、河北、上海、江蘇、山東、広東、重慶、四川、湖北を含む10省・直轄市の知識産権局がこのほど、専利（特許、実用新案、意匠）行政法執行の「雷霆」行動を北京・懷柔で共同実施した。

共同行動は、知的財産権保護の強化、良好なビジネス環境作りに向けた重要な施策であり、10省・直轄市の法執行協力協定を徹底し、法執行活動の交流、協力を強化するための具体的な施策の1つでもある。法執行担当官は3つのグループに分けて、デパートやスーパー、薬店を重点的に検査した。家電、ベビー用品、食品・薬品など、6000点を超える商品を検査した結果、20数件の専利詐称を発見し、違反者に是正を命じた。

このほか、10省・直轄市の法執行実務者は法執行活動の経験を交流し、専利権侵害の判定、情報共有などについて議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2017年8月15日)

★★★2. 広東省版權局など4部門がテレビ会議、「劍網2017」行動を始動★★★

8月14日午前、広東省の版權局、インターネット情報弁公室、通信管理局、公安庁の4部門が広州で、インターネット上の著作権侵害、海賊版を取り締まる「劍網2017」特別行動に関するテレビ会議を共催し、広東省の「劍網2017」特別行動を正式に始動させた。

省版權局の陳春懷副局長が会議に出席し、基調演説を行った。陳副局長は、▽インターネット上の著作権侵害、海賊版摘発活動に対する責任意識の強化、▽任務分担の明確化、▽有力な措置による摘発効果の保障——などを強調した。省インターネット情報弁公室、省通信管理局、省公安庁の責任者はそれぞれの特別行動に関する具体的な要求を説明した。

政府の著作権関連部門と、広東省版權保護連合会などの業界団体、一部の企業からの代表およそ100名はメイン会場で会議に出席した。外の20都市に設けられたサブ会場で、著作権関係者500名以上が参加した。

(出典：広東省政府公式サイト 2017年8月14日)

○ その他知財関連

★★★1. 2017 中国国際商標ブランドフェスティバル、9月1日開幕★★★

中華商標協会と広西チワン族自治区工商行政管理局が共催し、桂林市工商行政管理局が運営を担当する「2017 中国国際商標ブランドフェスティバル」は9月1日～4日に桂林・国際コンベンション&エキシビジョンセンターで開催される。中華商標協会関係者が明らかにした。

今年の商標ブランドフェスティバルのテーマは「ブランド保護、イノベーション・発展」。中華商標協会の責任者によると、今回フェスティバルで▽企業の商標ブランド価値の掘り下げ、▽中国ブランドの質とイメージの向上、▽商標ブランドの地域発展、▽老舗に関わる商標ブランドの刷新・保護・発展、▽「一帯一路」プロジェクトにおける商標ブランドの役割、▽中国企業の海外における商標権保護——などを一段と重視する方針である。24のサブフォーラムにおいて、商標ブランドの保護と発展に関するホットな課題が討議される見通し。

今回フェスティバルではまた、「2017年商標ブランドリーダー人物」と「2016～2017年度優秀商標代理機構」の選定結果が公表される予定。

(出典：中国知識産権资讯网 2017年8月14日)

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で、新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved